

第2節 実効的な抑止及び対処

各種事態に適時・適切に対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くためには、総合的な防衛体制を構築して各種事態の抑止に努めるとともに、事態の発生に際しては、その推移に応じてシームレスに対応する必要がある。

このため、わが国周辺を広域にわたり、常時継

続的に監視することで、情報優越¹を確保するとともに、各種事態が発生した場合には、適切な時期及び海空域で海上優勢²及び航空優勢³を確保して実効的に対処し、被害を最小化することが重要である。

1 周辺海空域における安全確保

わが国は、6,800あまりの島々で構成され、世界第6位の排他的経済水域（EEZ）Economic Exclusive Zoneを有するなど広大な海域に囲まれており、自衛隊は、平素から領海・領空とその周辺の海空域において常時継続的な情報収集及び警戒監視を行っている。

1 周辺海空域における警戒監視

(1) 基本的考え方

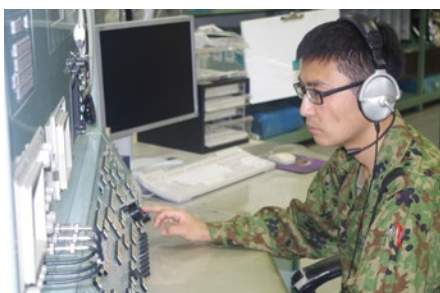
各種事態に際し、自衛隊が迅速かつシームレスに対応するため、自衛隊は、平素から常時継続的にわが国周辺海空域の警戒監視を行っている。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、平素からP-3C哨戒機などにより、北海道周辺や日本海、東シナ海を航行する船舶などの状況を監視している。空自は、全国28か所のレーダーサイトとE-2C早期警戒機、E-767早期警戒管制機などにより、わが国とその周辺の上空

を24時間態勢で監視している。また、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが24時間態勢で警戒監視を行っている。さらに、必要に応じ、護衛艦・航空機を柔軟に運用して警戒監視を行い、わが国周辺における事態に即応できる態勢を維持している。

なお、12（平成24）年9月のわが国政府による尖閣諸島の所有権の取得以降、中国公船が尖閣諸島周辺のわが国領海へ断続的に侵入しているほか⁴、15（同27）年には、中国海軍艦艇による南西諸島の通過を伴う活動が8回確認されている。そのほか、同年9月には、中露合同演習に参加した中国海軍艦艇が、日本を周回しつつベーリング海に初めて進出し、同年11月には尖閣諸島南方の接続水域近くを、同年12月及び16（同28）年2月には、房総半島南東の接続水域近くを中国海軍の情報収集艦が複数回往復を行った。さらに、同年6月には、中国海軍艦艇が尖閣諸島北方のわが国の接続水域に入域したほか、中国海軍情報収集



沿岸監視に従事する陸自隊員



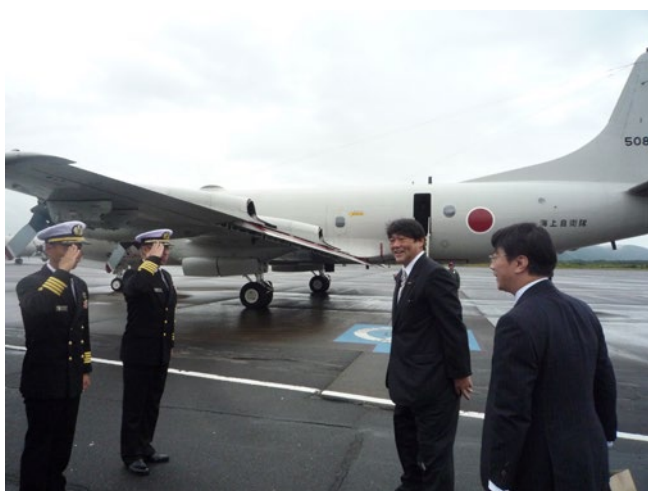
警戒監視する海自P-3C



警戒監視を行う空自E-767早期警戒管制機

1 情報の認知、収集、処理、伝達を迅速かつ確に行うことについて相手方に優ること
 2 海域において相手の海上戦力より優勢であり、相手方から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態
 3 わが航空部隊が敵から大なる妨害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態
 4 15（平成27）年12月26日以降、機関砲らしきものを搭載した中国公船がわが国領海に侵入してくるようになっている。

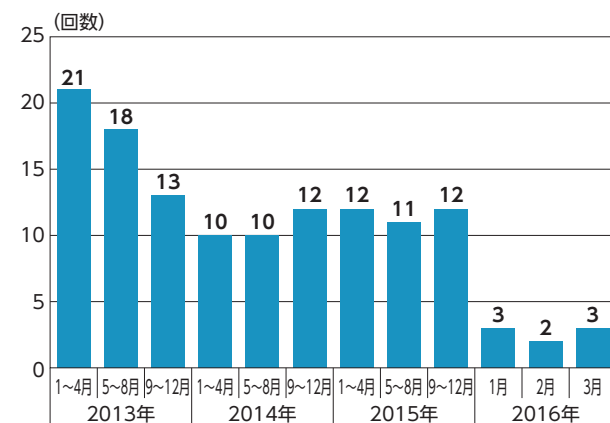
図表Ⅲ-1-2-1 わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ



海自鹿屋航空基地においてP-3Cなどを視察する藤丸政務官

艦が、^{くちのえらぶ}口永良部島（鹿児島県）西のわが国の領海を航行し、その後、北大東島接続水域に入域、さらには尖閣諸島南方海域で往復航行した。中国の公船や海軍艦艇は、今後も活動海域をより一層拡大するとともに、活動の活発化をさらに進めていくものと見られる。

図表Ⅲ-1-2-2 中国公船の尖閣諸島周辺の領海への侵入回数



防衛省・自衛隊は、このような情勢を受け、海上保安庁と平素から現場を含めて警戒監視活動により得られた情報を共有するなど、関係省庁との連携の強化を図っている。

参照 図表Ⅲ-1-2-1 (わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ)、図表Ⅲ-1-2-2 (中国公船の尖閣諸島周辺の領海への侵入回数)

VOICE

日本周辺の海の守り

Column

海自那覇航空基地（沖縄県那覇市）

第5航空隊 1等海尉 松永 翔也

私は、沖縄県那覇市に所在する海上自衛隊第5航空隊において、固定翼哨戒機P-3Cの操縦士として勤務しています。海上自衛隊の艦艇・航空機部隊は、平素から日本周辺を航行する船舶などの状況について、昼夜を問わず、警戒監視活動を行っています。第5航空隊は、主として東シナ海海域の南部を担当しており、その担当海域には尖閣諸島が含まれます。警戒監視の対象は、水上船舶だけではなく水中の潜水艦にも及び、海上自衛隊の護衛艦、航空自衛隊の早期警戒管制機、海上保安庁の巡視船などと緊密に連携し、さまざまな事態に対処できる態勢を維持しています。近年、ますます注目を浴びている中、隊員一同緊張感をもって取り組んでいます。

また、警戒監視任務以外でも、P-3Cは、災害派遣などさまざまな任務に従事しています。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動には、常時2機のP-3Cが派遣されています。私自身、15（平成27）年2月から5月までの間、第18次派遣海賊対処行動航空隊の操縦士として派遣され、外国の派遣部隊などと連携しながら、海賊事案が発生する可能性の高い海域での任務に従事しました。

気を抜くことができない任務に臨む毎日ですが、私を支えてくれる家族に感謝しつつ、これからも自己研鑽に努め、^{ちゅうりゅうみ}美ら海の防人として国防の任を果たしていきたいと思っています。



操縦士としてP-3Cに搭乗する筆者

2 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル）

(1) 基本的考え方

国際法上、国家はその領空に対して完全かつ排他的な主権を有している。対領空侵犯措置は、公共の秩序を維持するための警察権の行使として行うものであり、陸上や海上とは異なり、この措置を実施できる能力を有するのは自衛隊のみであることから、自衛隊法第84条に基づき、第一義的に空自が対処する。

参照 資料24（自衛隊の主な行動）、資料25（自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定）

(2) 防衛省・自衛隊の対応

空自は、わが国周辺を飛行する航空機を警戒管制レーダーやE-767早期警戒管制機、E-2C早期警戒機などにより探知・識別し、領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合には、戦闘機などを緊急発進（スクランブル）させ、その航空機の



緊急発進するF-15戦闘機

状況を確認し、必要に応じてその行動を監視している。実際に領空侵犯が発生した場合には、退去の警告などを行う。

12（平成24）年12月には、中国国家海洋局所属固定翼機（Y-12）が尖閣諸島魚釣島付近において領空を侵犯し、15（同27）年9月には、ロシア機（推定）が北海道根室半島沖を領空侵犯する事案が生じた。また、同年には、中国軍機による

第1章

わが国の防衛を担う組織と実効的な抑止及び対処

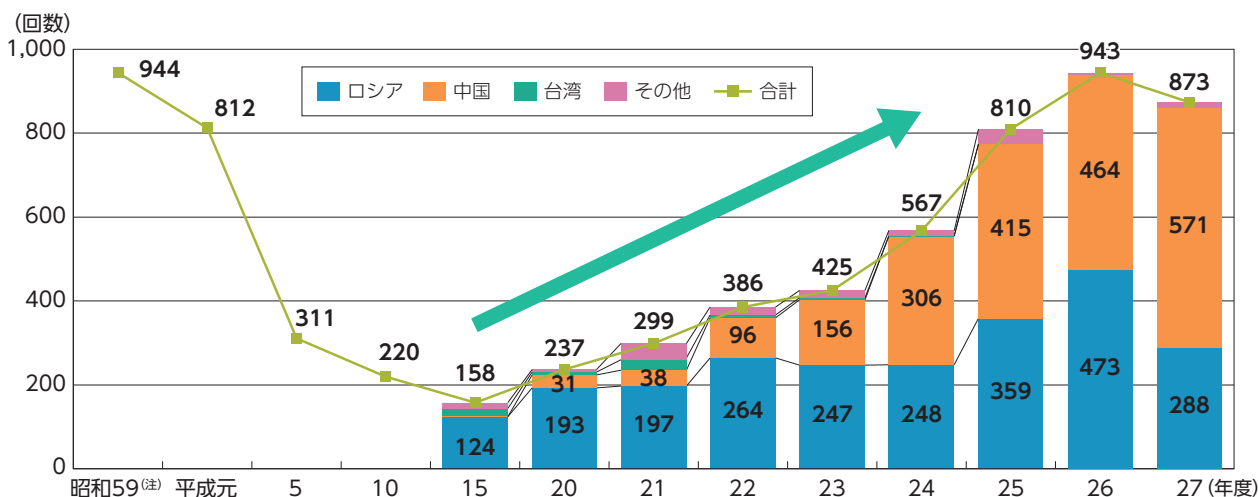
沖縄本島と宮古島間を通過する長距離飛行やロシア軍機によるわが国周辺における長距離飛行などの特異な事案が生起するなど、中国軍及びロシア軍は、わが国周辺における活動を活発化させている。これらの事案に対し、空自は戦闘機を緊急発進させて対応しており、平成27年度の空自機による緊急発進（スクランブル）回数は、873回であった⁵。

そのうち、中国機に対する緊急発進回数は571回であり、前年度と比べ107回増加し、対象国・地域別の緊急発進回数の公表を開始した平成13年度以降最多となった。

なお、13（同25）年11月の、中国による「東シナ海防空識別区」設定後も、防衛省・自衛隊は、当該区域を含む東シナ海において、従前どおりの警戒監視などを実施しており、引き続き、わが国周辺海空域における警戒監視に万全を期すとともに、国際法及び自衛隊法に従い、厳正な対領空侵犯措置を実施している。

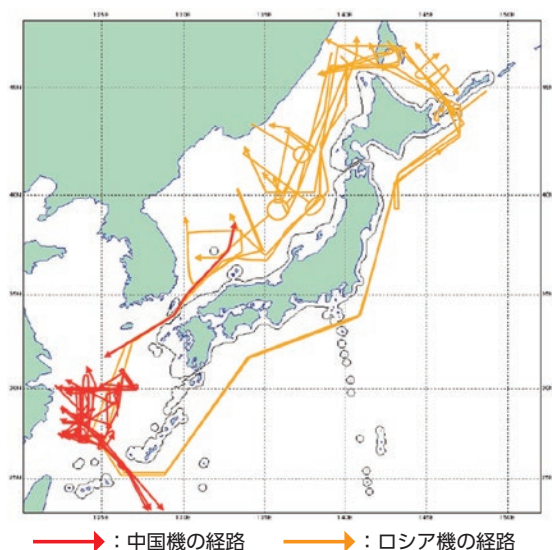
参照》資料24（自衛隊の主な行動）、資料25（自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定）、図表Ⅲ-1-2-3（冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳）、図表Ⅲ-1-2-4（緊急発進の対象となった航空機の飛行パターン例）、図表Ⅲ-1-2-5（わが国及び周辺国の防空識別圏（ADIZ））

図表Ⅲ-1-2-3 冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳

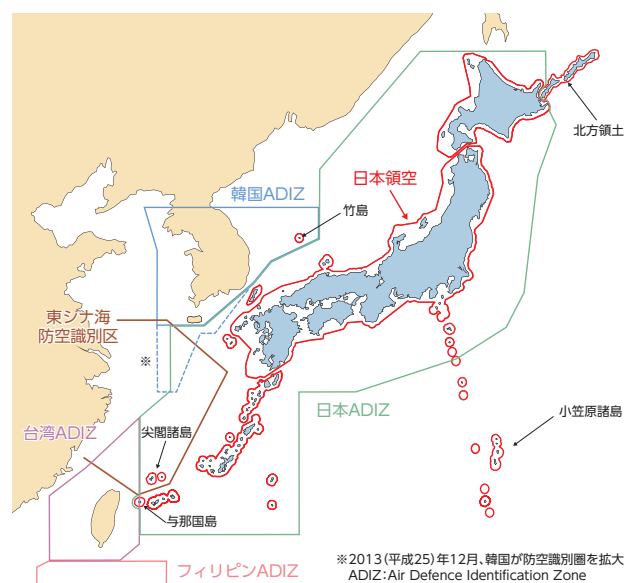


(注) 冷戦期のピーク

図表Ⅲ-1-2-4 緊急発進の対象となった航空機の飛行パターン例



図表Ⅲ-1-2-5 わが国及び周辺国の防空識別圏（ADIZ）



※ 2013（平成25）年12月、韓国が防空識別圏を拡大
ADIZ: Air Defence Identification Zone

⁵ 緊急発進（スクランブル）回数の対象国・地域別の割合（推定含む。）は、中国機約65%、ロシア機約33%、その他約2%であった。

3 領海及び内水内潜没潜水艦への対処など

(1) 基本的考え方

わが国の領水⁶内で潜没航行する外国潜水艦に対しては、海上警備行動を発令して対処する。こうした潜水艦に対しては、国際法に基づき海面上を航行し、かつ、その旗を掲げるよう要求し、これに応じない場合にはわが国の領海外への退去を要求する。

参照 資料24（自衛隊の主な行動）、資料25（自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定）

(2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、わが国の領水内を潜没航行する外国潜水艦を探知・識別・追尾し、こうした国際法に違反する航行を認めないとの意思表示を行う能力及び浅海域における対処能力の維持・向上を図っている。04（平成16）年11月、先島群島周辺のわが国領海内を潜没航行する中国原子力潜水艦に対し、海上警備行動を発令し、海自の艦艇及び航空機により潜水艦が公海上に至るまで継続して追尾した。

また、13（同25）年5月、14年（同26）年3月及び16（同28）年2月には、領海への侵入はなかったものの、接続水域内を航行する潜没潜水艦を海自P-3C哨戒機などが確認した。国際法上、外国の潜水艦が沿岸国の接続水域内を潜没航行することは禁じられているわけではないが、このような活動に対して、わが国は適切に対応する態勢を維持している。

4 武装工作船などへの対処

(1) 基本的考え方

武装工作船と疑われる船（不審船）には、警察機関である海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁では対処できない、又は著しく困難と認められる場合には、海上警備行動を発令し、海



海自と海上保安庁の共同訓練

上保安庁と連携しつつ対処する。

参照 資料24（自衛隊の主な行動）、資料25（自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定）

(2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、1999（平成11）年の能登半島沖での不審船事案や01（同13）年の九州南西海域での不審船事案などの教訓を踏まえ、海上保安庁と定期的に共同訓練を行うなど、関係省庁との連携を強化している。

特に海自は、①ミサイル艇の配備、②「特別警備隊」⁷の編成、③護衛艦などへの機関銃の装備、④強制停船措置用装備品（平頭弾）⁸の装備、⑤艦艇要員の充足率の向上、⑥立入検査隊に対する装備の充実などを実施してきたほか、1999（同11）年防衛庁（当時）と海上保安庁が策定した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、連携の強化を図っている。

⁶ 領海及び内水

⁷ 01（平成13）年3月、海上警備行動下において不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。

⁸ 護衛艦搭載の76mm砲から発射する無炸薬の砲弾で、先端部を平坦にして跳弾の防止が図られている。

2 とうしょ 島嶼部に対する攻撃への対応

1 基本的考え方

わが国は多くの島嶼を有するが、これに対する攻撃に対応するためには、安全保障環境に即した部隊などの配置とともに、自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視などにより、兆候を早期に察知し、海上優勢・航空優勢を獲得・維持することが重要である。

事前に兆候を得たならば、侵攻が予想される地域に、陸・海・空自が一体となった統合運用により、敵に先んじて部隊を展開・集中し、敵の侵攻を阻止・排除する。島嶼への侵攻があった場合には、航空機や艦艇による対地射撃により敵を制圧した後、陸自部隊を着上陸させるなど島嶼奪回のための作戦を行う。また、弾道ミサイル、巡航ミサイルなどによる攻撃に的確に対応する。

参照 資料24（自衛隊の主な行動）、資料25（自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定）、図表Ⅲ-1-2-6（島嶼防衛のイメージ図）

2 防衛省・自衛隊の取組

南西地域の防衛態勢強化のため、空自は、16（平成28）年1月、那覇基地に戦闘機1個飛行隊を移動し2個飛行隊とした上で、第9航空団を新編し、陸自は、同年3月、与那国島に与那国沿岸監視隊を新編した。今後、陸自は、南西地域の島嶼部に初動を担任する警備部隊を配置するとともに、本格的な水陸両用作戦機能を備えた水陸機動団（仮称）を新編するほか、海自は、固定翼哨戒機（P-1）や回転翼哨戒機（SH-60K）などを取得する。これらにより、常時継続的な情報収集・警戒監視態勢や事態発生時に迅速な対処が可能な体制を整備することとしている。

さらに、部隊の迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保するため、おおすみ型輸送艦の改修、多機能艦艇のあり方を検討するための海外調査やオスプレイ（V-22）の導入により、機動展開能力の

図表Ⅲ-1-2-6 島嶼防衛のイメージ図





空自那覇基地において若宮防衛副大臣から隊旗を授与される第9航空団司令



中谷防衛大臣から陸自与那国沿岸監視隊の隊旗を授与される西部方面総監



米豪共同訓練（タリスマン・セーバー）に初参加した陸自隊員

行い、理解を得たいと考えている⁹。

このほか、統合運用能力の向上や米軍との相互連携要領の確立のための訓練などにも取り組んでいる。15（同27）年8月には、米西海岸で実施された米軍の統合訓練に陸・海・空自が参加し、日米共同統合訓練（ドーン・ブリッツ15）として、米軍との連携及び島嶼侵攻対処にかかる一連の作戦行動の演習を行った。また、陸自は、毎年カリフォルニアで米海兵隊との実動訓練（アイアン・フィスト）を実施しているほか、同年7月には豪州で実施された米豪共同訓練（タリスマン・セイバー）に初めて参加し、米海兵隊と実動訓練を実施するなど、水陸両用作戦機能の強化に努めている。

3 弾道ミサイル攻撃などへの対応

わが国は、弾道ミサイル攻撃などへの対応に万全を期すため、平成16年度から弾道ミサイル防衛（BMD）システムの整備を開始した。05（平成17）年には、自衛隊法の所要の改正を行い、同年、安全保障会議と閣議において、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発に着手することを決定した。現在までに、イーグリス艦への弾道ミサイル対処能力の付与やパトリオット（PAC-3）¹⁰

Patriot Advanced Capability-3

の配備など、弾道ミサイル攻撃に対するわが国独自の多層防衛体制の整備を着実に進めている。北朝鮮が弾道ミサイル開発全体を一層進展させていることを踏まえ、引き続き、米国の先進的な取組や装備品などを研究しつつ、防衛大綱などで示された、わが国の弾道ミサイル対処能力の総合的な向上についての取組及び検討を加速していく。

参照》資料44（わが国のBMD整備への取組の変遷）

⁹ 佐賀空港においては、19（平成31）年を目処に佐賀空港の西側に駐機場や格納庫などを整備し、目達原駐屯地から移駐する約50機のヘリコプターと新規に取得する17機のオスプレイと合わせて約70機の航空機を配備することを想定している。

¹⁰ パトリオットPAC-3は、経空脅威に対処するための防空システムの一つであり、主として航空機を迎撃目標としていた従来型のPAC-2と異なり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするシステム

解説

南西地域の防衛態勢の強化

Column

わが国は、約6,800の島嶼を抱えており、そのうち約1,000の島嶼が存在する南西地域は、部隊配備上の空白地域を形成しています。さらに、近年の厳しい安全保障環境を踏まえ、防衛省・自衛隊では、事態発生時に自衛隊の部隊が迅速かつ継続的に対応できるよう、南西地域の防衛態勢を強化しています。

このような考えの下、16（平成28）年3月に、南西地域における常統的な監視態勢の整備のために与那国島に沿岸監視部隊を新編したほか、災害を含む各種事態発生時に迅速に対処する警備部隊の配置先として、奄美大島、宮古島及び石垣島を選定し、地元の理解を得つつ、現在検討を進めているところです。

VOICE

陸自与那国駐屯地（沖縄県八重山郡与那国町）

与那国沿岸監視隊長 兼 与那国駐屯地司令 2等陸佐 塩満 大吾

しおみつ だいご

16（平成28）年3月、沿岸監視隊は、様々な課題を乗り越えて日本最西端「与那国島」に誕生しました。与那国島の人口はもともと約1,500人程度であり、その2割近い約250名の隊員や家族の住環境を整え、受入れを実施するにあたり、地域の方々の多大な支援を頂きました。

また、与那国島は多数の台風が通過する地域であり、準備期間中も台風21号（最大瞬間風速81m/s）が近傍を通過しましたが、現地派遣部隊は災害派遣による民生支援を行うとともに、部隊の事務官が中心となって工事業者の方々等と協力し、部隊新編への影響を局限することができました。

今後は、南西部隊配置のさきがけとして、地域との協力を大切にしつつ、隊員一同、周辺地域の警戒監視、各種事態への抑止・対処に取り組んでいきます。



編成完結式において敬礼する筆者

1 わが国の弾道ミサイル防衛

(1) 基本的考え方

わが国の弾道ミサイル防衛は、イージス艦による上層での迎撃とペトリオットPAC-3による下層での迎撃を、自動警戒管制システム（JADGE）¹¹により連携させて効果的に行う多層防衛を基本としている。

わが国に武力攻撃として弾道ミサイルなど¹²が飛来した場合には、武力攻撃事態における防衛出

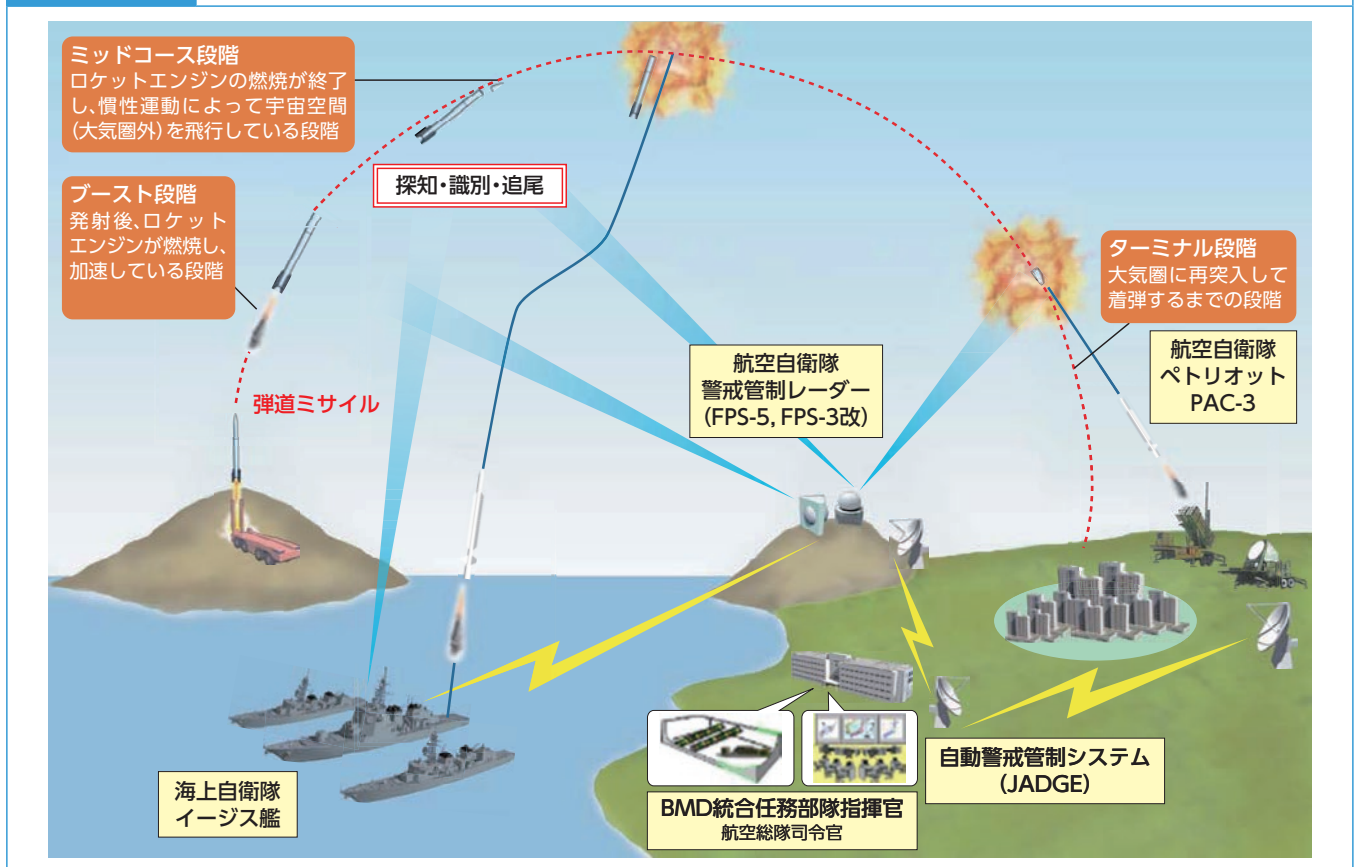
動により対処する。一方、わが国に弾道ミサイルなどが飛来する場合に、武力攻撃事態が認定されていないときには、迅速かつ適切な対処を行うこと及び文民統制を確保することを十分考慮し、防衛大臣は、弾道ミサイルなどを破壊する措置をとることを命ずることができる。

弾道ミサイルなどへの対処に当たっては、空自航空総隊司令官を指揮官とする「BMD統合任務部隊」を組織し、JADGEなどを通じた一元的な指揮のもと、効果的に対処するための各種態勢を

¹¹ 自動警戒管制システムは、全国各地のレーダーが捉えた航空機等の情報を一元的に処理し、対領空侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機などに提供するほか、弾道ミサイル対処においてペトリオットやレーダー等を統制し、指揮統制及び通信機能の中核となるシステム

¹² 弾道ミサイルその他その落下により、人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であって、航空機以外のものをいう。

図表Ⅲ-1-2-7 BMD整備構想・運用構想（イメージ図）



とる。また、弾道ミサイルの弾着などによる被害には、陸自が中心となって対処する。

参照》図表Ⅲ-1-2-7 (BMD 整備構想・運用構想 (イメージ図))

(2) 防衛省・自衛隊の対応

09 (平成21) 年3月、国際海事機関 (IMO) から、北朝鮮当局からの「試験通信衛星」打ち上げの事前通報があった旨の連絡を受け、防衛大臣が自衛隊法第82条の3第3項に基づく「弾道ミサイル等に対する破壊措置等の実施に関する自衛隊行動命令」を発出し、SM-3搭載護衛艦を日本海へ、PAC-3部隊を東北地方及び首都圏へ展開させた。また、12 (同24) 年3月、12月においても、IMO から、北朝鮮当局からの「人工衛星」打ち上げの事前通報があった旨の連絡を受け、防衛大臣が同法第82条の3第3項に基づく「弾道ミサイル等に対する破壊措置等の実施に関する自衛隊行動命令」を発出し、SM-3搭載護衛艦を日本海及び東シナ海へ、PAC-3部隊を沖縄県や首都圏にそれぞれ展開させるとともに、万一の落下に備え、陸自部隊を南西諸島に派遣した。

16 (同28) 年2月2日、IMO 及び国際民間航空



石垣島に展開したPAC-3部隊

機関 (ICAO) から、北朝鮮当局から「地球観測衛星」打ち上げの事前通報があった旨の連絡を受け、同月3日、不測の事態に備え、「弾道ミサイル等に対する破壊措置等の実施に関する自衛隊行動命令」を発出し、SM-3搭載護衛艦を日本海及び東シナ海に、PAC-3部隊を、石垣島、宮古島や首都圏にそれぞれ展開させるとともに、沖縄本島に所在するPAC-3部隊がそれぞれの基地において態勢を維持した。また、万一の落下に備え、被害情報の収集や被害局限措置のため、陸自部隊を南西諸島に派遣するなどの万全の対応をとった。同月7日の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射に



SM-3 ミサイルの発射訓練を行う海自イージス艦

関し、防衛省・自衛隊は、早期警戒情報 (SEW)¹³ Shared Early Warning や自衛隊の各種レーダーなどにより得た情報を官邸などへ迅速に伝達するとともに、被害の有無を確認するための情報収集を実施した。同月8日、防衛大臣が「弾道ミサイル等に対する破壊措置等の終結に関する自衛隊行動命令」を発出し、速やかに部隊を撤収させた。北朝鮮は、同年3月以降も弾道ミサイルの発射を繰り返しているが、防衛省・自衛隊は、引き続き、米国や韓国とも緊密に連携しつつ、いかなる事態にも対応できるよう、緊張感をもって、情報収集や警戒監視等に万全を期している。

BMDシステムの効率的・効果的な運用のためには、在日米軍をはじめとする米国とのさらなる協力が必要である。このため、これまでの日米安全保障協議委員会 (「2+2」会合) において、BMD運用情報及び関連情報の常時リアルタイムでの共有をはじめとする関連措置や協力の拡大について決定してきた。

また、わが国は従来から、弾道ミサイルの対処にあたり、早期警戒情報 (SEW) を米軍から受領するとともに、米軍がわが国に配備しているBMD用移動式レーダー (TPY-2 レーダー) やイー

ジス艦などを用いて収集した情報について情報共有を行うなど、緊密に協力している。なお、訓練などによる日米対処能力の維持・向上、検証なども積極的に行われており、10 (同22) 年度以降、日米艦艇をネットワークで接続して、弾道ミサイル対処のシミュレーションを行うBMD特別訓練を行い、戦術技量の向上と連携の強化を図っているほか、16 (同28) 年6月には、ハワイ周辺海域において、日米韓ミサイル警戒演習 (PACIFIC DRAGON 2016) を実施した。

参照》I部2章2節1項 (北朝鮮)

2 米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力

(1) 米国のミサイル防衛

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路上の①ブースト段階、②ミッドコース段階、③ターミナル段階の各段階に適した防衛システムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムを構築している。日米両国は、弾道ミサイル防衛に関して緊密な連携を図ってきており、米国保有のミサイル防衛システムの一部が、わが国に段階的に配備されている。具体的には、06 (平成18) 年、米軍車力通信所にTPY-2レーダー (いわゆる「Xバンド・レーダー」) が配備され、BMD能力搭載イージス艦が、わが国及びその周辺に前方展開している。また、同年10月には沖縄県にペトリオット PAC-3を、07 (同19) 年10月には青森県に統合戦術地上ステーション (JTAGS)¹⁴ Joint Tactical Ground Station を配備した。さらに、14 (同26) 年12月には、米軍経ヶ岬通信所に2基目のTPY-2レーダーを配備した。

(2) 日米BMD技術協力など

平成11年度から、海上配備型上層システムの日米共同技術研究に着手した結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たことから、05 (平成17) 年12月の安全保障会議及び閣議において、この成果を技術的基盤として活用し、BMD用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発に着手する

¹³ わが国の方向へ発射される弾道ミサイルなどに関する発射地域、発射時刻、落下予想地域、落下予想時刻などのデータを、発射直後、短時間のうちに米軍が解析して自衛隊に伝達する情報 (96 (平成8) 年4月から受領開始)

¹⁴ 米国の弾道ミサイル情報処理システムの一つ

ことを決定した。同共同開発は、防護範囲を拡大し、より高性能化・多様化する将来脅威に対処することを目的として06（同18）年6月から開始されており、17（同29）年頃の完了を目標としている。

これらの日米共同開発に関しては、わが国から米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、04（同16）年12月の内閣官房長官談話において、BMDシステムに関する案件は、厳格な管理を行う前提で武器輸

出三原則などによらないとされた。このような経緯を踏まえ、SM-3ブロックⅡAの第三国移転は、一定の条件のもと¹⁵、事前同意を付与できるとわが国として判断し、11（同23）年6月の日米安全保障協議委員会（「2+2」会合）の共同発表においてその旨を発表した。

なお、14（同26）年4月、防衛装備移転三原則（移転三原則）が閣議決定されたが、同決定以前の例外化措置については、引き続き移転三原則のもとで海外移転を認め得るものと整理されている。

参照》資料68（防衛装備移転三原則）

4 ゲリラや特殊部隊などによる攻撃への対応

高度に都市化・市街化が進んでいるわが国においては、少数の人員による潜入、攻撃であっても、平和と安全に対する重大な脅威となり得る。こうした事案には、潜入した武装工作員¹⁶などによる不法行為や、わが国に対する武力攻撃の一形態であるゲリラや特殊部隊による破壊工作など、様々な態様がある。

施設の警備強化を実施する。状況が明確化し、一般の警察力で対処が可能な場合、必要に応じ警察官の輸送、各種機材の警察への提供などの支援を行い、一般の警察力で対処が不可能な場合は、治安出動により対処し、さらに、武力攻撃と認められる場合には防衛出動により対処する。

参照》図表Ⅲ-1-2-8（ゲリラや特殊部隊などによる攻撃への対応）

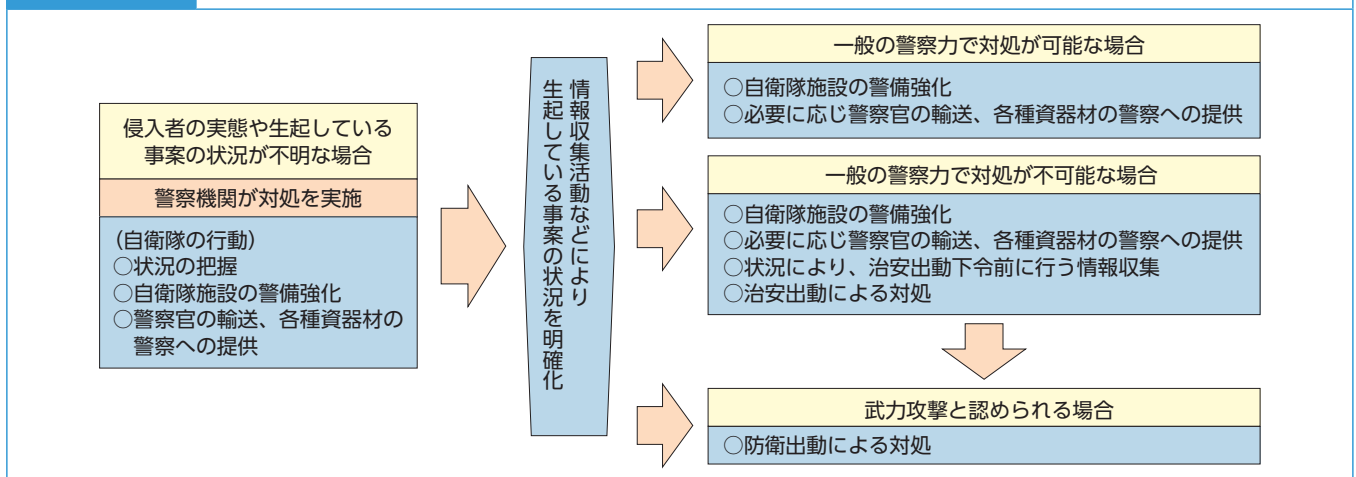
1 基本的考え方

侵入者の実態や生起している事案の状況が不明な段階においては、第一義的には警察機関が対処を実施し、防衛省・自衛隊は情報の収集、自衛隊

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

ゲリラや特殊部隊による攻撃の態様としては、民間の重要インフラ施設などの破壊や人員に対する襲撃、要人暗殺などがあげられる。ゲリラや特

図表Ⅲ-1-2-8 ゲリラや特殊部隊などによる攻撃への対応



¹⁵ わが国の安全保障や国際の平和及び安定に資する場合であって、かつ当該第三国がSM-3ブロックⅡAのさらなる移転を防ぐための十分な政策を有しているとき

¹⁶ 殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者

図表Ⅲ-1-2-9 ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例



殊部隊により、わが国に対する武力攻撃が行われる場合には、防衛出動により対処する。

ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処にあたっては、速やかに情報収集態勢を確立し、沿岸部での警戒監視、重要施設の防護並びに侵入したゲリラや特殊部隊の搜索及び撃破を重視して対応する。警戒監視による早期発見や兆候の察知に努め、必要に応じ、原子力発電所などの重要施設の防護のために部隊を配置し、早期に防護態勢を確立する。そのうえで、ゲリラや特殊部隊が領土内に潜入した場合、偵察部隊や航空部隊などにより搜索・発見し、速やかに戦闘部隊を展開させたうえで、これを包囲し、捕獲又は撃破する。

参照 資料24 (自衛隊の主な行動)、資料25 (自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定)、図表Ⅲ-1-2-9 (ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例)

3 武装工作員などへの対処

(1) 基本的考え方

武装工作員などによる不法行為には、警察機関が第一義的に対処するが、自衛隊は、生じた事案の様相に応じて対応する。その際、警察機関との連携が重要であり、治安出動に関しては自衛隊と警察との連携要領についての基本協定¹⁷や陸自の師団などと全都道府県警察との間での現地協定などを締結している¹⁸。

(2) 防衛省・自衛隊の取組

陸自は各都道府県警察との間で、全国各地で共同実動訓練を継続して行っており、12 (平成24) 年以降は各地の原子力発電所の敷地においても実施¹⁹するなど、連携の強化を図っている。さらに、

¹⁷ 防衛庁 (当時) と国家公安委員会との間で締結された「治安出動の際における治安の維持に関する協定」(1954 (昭和29) 年に締結。00 (平成12) 年に全部改正。)

¹⁸ 04 (平成16) 年には、治安出動の際における武装工作員等事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成している。

¹⁹ 12 (平成24) 年には伊方発電所 (愛媛県)、13 (同25) 年には泊発電所 (北海道)、美浜発電所 (福井県)、14 (同26) 年には島根原子力発電所 (島根県)、15 (同27) 年には東通原子力発電所 (青森県)、柏崎刈羽原子力発電所 (新潟県) の敷地においても訓練を実施している。



福岡県警との共同訓練を実施する陸自隊員



除染訓練を行う陸自隊員

海自と海上保安庁との間でも、継続して不審船対処にかかる共同訓練を実施している。

4 核・生物・化学兵器への対処

近年、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染が生じる核・生物・化学 (NBC) 兵器とその運搬手段及び関連資器材が、テロリストや拡散懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。1995 (平成7) 年の東京での地下鉄サリン事件²⁰などは、こうした兵器が使用された例である。

(1) 基本的考え方

わが国でNBC兵器が使用され、これが武力攻撃に該当する場合、防衛出動によりその排除や被災者の救援などを行う。また、武力攻撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持することができ

ない場合、治安出動により関係機関と連携して武装勢力などの鎮圧や被災者の救援を行う。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、災害派遣や国民保護等派遣により、陸自の化学科部隊や各自衛隊の衛生部隊を中心に被害状況に関する情報収集、除染活動、傷病者の搬送、医療活動などを関係機関と連携して行う。

(2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、NBC兵器による攻撃への対処能力を向上するため、陸自の中央特殊武器防護隊、対特殊武器衛生隊などを保持するほか、化学及び衛生科部隊の人的充実を行っている。さらに、特殊な災害に備えて初動対処要員を指定し、約1時間で出動できる態勢を維持している。

海自及び空自においても、艦船や基地などにおける防護器材の整備を行っている。

5 海洋安全保障の確保に向けた取組

1 政府としての基本的考え方

国家安全保障戦略においては、「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け主導的な役割を発揮し、シーレーンにおける様々な脅威に対して海賊対処などの必要な措置を取り、海上交通の安全を確保することや、海洋安全保障に係る二国間・多

国間の共同訓練などに取り組むこととしているほか、わが国のシーレーン沿岸国などの海上保安能力の向上を支援することとしている。

また、13 (平成25) 年4月に閣議決定された新たな海洋基本計画²¹では、海洋の安全を確保するため、広域的な常時監視体制の強化や、艦船、航空機などの計画的な整備、自衛隊と海上保安庁と

²⁰ 通勤客で混雑する地下鉄車内にオウム真理教信者が猛毒のサリンを散布し、死者12名 (オウム真理教教祖麻原彰晃こと松本智津夫に対する判決で示された死者数) などを出した事件。自衛隊は、車内、駅構内の除染、警察の鑑識支援を行った。

²¹ 海洋をめぐる情勢の変化を踏まえ、①国際協調と国際社会の貢献、②海洋の開発・利用による富と繁栄、③「海に守られた国」から「海を守る国へ」、④未踏のフロンティアへの挑戦といった海洋立国日本の目指すべき姿を明記し、重点的に推進する取組を定めている。

陸自対馬駐屯地（長崎県対馬市）

対馬警備隊長 兼 対馬駐屯地司令 1等陸佐 みつづか 三塚 かつや 克也

対馬は、九州の北にある南北約80km、東西約20km、人口約32,000人の島で、空気が澄んだ日には、その北端から約50km北にある韓国釜山を望むことができる国境の島です。

対馬には、陸上自衛隊対馬警備隊、海上自衛隊対馬防備隊及び航空自衛隊第19警戒隊の3部隊が配置されており、定期的に3自衛隊会合や共同訓練を実施するなど、相互に密接に連携・協力しながら、24時間態勢での周辺海空域の警戒監視、頻発する災害への対処など、対馬及び周辺の防衛任務を遂行しています。

古代の防人^{さきもり}、中世の武士及び近世の軍人が、島民と一体となって対馬を守ってきた歴史的背景もあり、協力団体をはじめ島民の自衛隊の活動に対する理解は高く、我々も積極的に地元行事の支援や各種大会への参加などを通じ、良好な関係の維持に努めています。また、警察や海上保安部などの関係機関とも、日頃から交流を深めて地域の安全と安心にかかる情報を共有しており、島全体が「国境の防人」として機能しているといっても過言ではありません。

今後も、我々3自衛隊は、国境の第一線で勤務する重責を自覚し、島民の皆様や関係機関からの協力を頂きながら、日々の訓練及び任務遂行に邁進していきます。



陸上自衛隊対馬駐屯地司令杯少年剣道大会



海の向こうに韓国釜山を望む航空自衛隊海栗島分屯基地

の連携体制の強化、沿岸、離島の治安・安全確保のための連携体制の構築などに取り組むこととしているほか、海洋の秩序の形成・発展に貢献するため、多国間及び二国間の海洋協議などの場を活用して国際的なルールやコンセンサス作りに貢献することとしている。

2 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、「開かれ安定した海洋」の秩序を維持し、海上交通の安全を確保するため、海賊対処行動を実施するほか、同盟国などにより緊

密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援するとともに、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進している。

海自は、西太平洋海軍シンポジウム (WPNS) ^{Western Pacific Naval Symposium} の枠組みのもとで、14 (平成26) 年4月の第14回本会合 (青島) で採択された「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」(CUES) ^{Code for Unplanned Encounters at Sea} ²² の策定に積極的に参画・協力するなどの取組を行っている。

同年10月には、第6回日・ASEAN諸国防衛当局次官級会合を防衛省主催で開催し、不測事態に備えたホットライン設置の検討や海自による能力構築支援の推進など、各分野の協力を一層強化し

²² 西太平洋海軍シンポジウム (WPNS) 参加国の海軍艦艇及び海軍航空機が、洋上において予期せず遭遇した場合における安全のための手順、通信方法などを定めるもの (法的拘束力を有さず、国際航空規則や国際条約などに優越しない。)

ていくこととした。

また、中国との間では、不測の事態の発生の回避・防止のため、海空連絡メカニズムの早期運用開始に向けた防衛当局間の協議を行っている。

参照 Ⅲ部2章1節4項4（日中防衛交流・協力）、Ⅲ部2章2節（海洋安全保障の確保）



WPNSに参加した武居海上幕僚長（右）

6 宇宙空間における対応

専守防衛を旨とするわが国にとっては、各種事態の兆候を事前に察知するための情報収集やわが国周辺海空域の警戒監視を強化するうえで、また、自衛隊が国際平和協力活動などにおける通信手段などを確保するうえで、いかなる国家の領域にも属さず、地表の地形などの条件の制約を受けない宇宙空間の利用は極めて重要である。

1 政府全体としての取組

12（平成24）年7月に内閣府に設置された宇宙戦略室²³が、政府全体の宇宙開発利用に関する政策の企画・立案・調整などを行っている。宇宙政策を巡る環境の変化や、13（同25）年に閣議決定された「国家安全保障戦略」を踏まえ、15（同27）年1月には、内閣に設置されている宇宙開発戦略本部において、「宇宙基本計画」が決定された。この計画は、産業界における投資の「予見可能性」を高め、産業基盤を強化するための、今後20年程度を見据えた10年間の長期整備計画となっており、①宇宙安全保障の確保、②民生分野における宇宙利用の推進、③宇宙産業及び科学技術の基盤の維持・強化を目標としている。

2 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊が今後とも多様な任務を効果的かつ効率的に遂行していくためには、宇宙空間の利用が極めて重要であり、防衛大綱では、各種人工衛星を活用した情報収集能力や指揮統制・情報通信能力を強化するほか、宇宙状況監視の取組などを通じて、衛星の抗たん性を高めることにより、効果的かつ安定的な宇宙空間の利用を確保することとしている。

防衛省では、08（平成20）年に決定した「宇宙開発利用に関する基本方針」を、13年（同25）年に国家安全保障戦略、防衛大綱が策定されたことを受け、14（同26）年8月に改訂した。

また、宇宙分野における日米防衛当局間の協力を一層促進する観点から、15（同27）年4月には、米国と「宇宙協力ワーキンググループ」（SCWG）Space Cooperation Working Groupを設置し、同年10月に第1回、16（同28）年2月に第2回会合を開催した。引き続き、①宇宙に関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③専門家の育成・確保のための協力、④机上演習の実施など、幅広い分野での検討を一層推進していく。

7 サイバー空間における対応

情報通信技術は、その急速な発展と普及に伴い、現在では社会経済活動における基盤として必

要不可欠なものとなっている。その一方で、ひとたびシステムやネットワークに障害が起きた場

²³ 16（平成28）年4月に、「宇宙戦略室」から「宇宙開発戦略推進事務局」に改組された。

合、国民生活や経済活動に大きな打撃を与える可能性がある。これは防衛省・自衛隊でも同じであり、仮にサイバー攻撃により自衛隊の重要なシステムの機能が停止した場合、わが国の防衛の根幹に関わる問題が発生する可能性がある。

なお、サイバーセキュリティに関し、平成26年度に政府機関への脅威と認知された件数は約399万件に上り、その脅威は深刻化している²⁴。

1 政府全体としての取組など

11（平成23）年に発覚した防衛関連企業に対するサイバー攻撃事案などを受け、府省庁が連携し機動的な支援を行うため、12（同24）年6月には、「内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）」に「情報セキュリティ緊急支援チーム（CYMAT）」
National Information Security Center
Cyber Incident Mobile Assistance Team
が設置された。

増大するサイバーセキュリティに対する脅威に対応するため、14（同26）年11月には、わが国のサイバーセキュリティの施策の基本理念や国及び地方公共団体の責務などを明らかにするとともに、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、わが国の安全保障などに寄与することを目的とした「サイバーセキュリティ基本法」が成立した。

これを受けて、15（同27）年1月には、内閣に「サイバーセキュリティ戦略本部」、内閣官房に「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）」²⁵
National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity
が設置され、サイバーセキュリティにかかる政策の企画・立案・推進と、政府機関、重要インフラなどにおける重大なサイバーセキュリティインシデント対策・対応の司令塔機能を担うこととなった。また、同年9月には、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「サイバーセキュリティ戦略」が策定され、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出、発展させ、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、

国際社会の平和、安定及びわが国の安全保障に寄与することとされた。

2 防衛省・自衛隊の取組

（1）政府全体としての取組への貢献

防衛省は、警察庁、総務省、経済産業省、外務省と並んで、サイバーセキュリティ戦略本部の構成員として、NISCを中心とする政府横断的な取組に対し、サイバー攻撃対処訓練への参加や人事交流、サイバー攻撃に関する情報提供などを行っているほか、CYMATに対し、要員を派遣している。

（2）防衛省・自衛隊独自の取組

防衛省・自衛隊独自の取組として、「自衛隊指揮通信システム隊」が24時間態勢で通信ネットワークを監視しているほか、情報通信システムの安全性向上を図るための侵入防止システムなどの導入、サイバー防護分析装置などの防護システムの整備、サイバー攻撃対処に関する態勢や要領を定めた規則²⁶の整備、人的・技術的基盤の整備、情報共有の推進、最新技術の研究など、総合的な施策を行っている。

13（平成25）年2月には、防衛副大臣を委員長とするサイバー政策検討委員会を設置し、諸外国や関係機関との協力、サイバー攻撃などへの対処



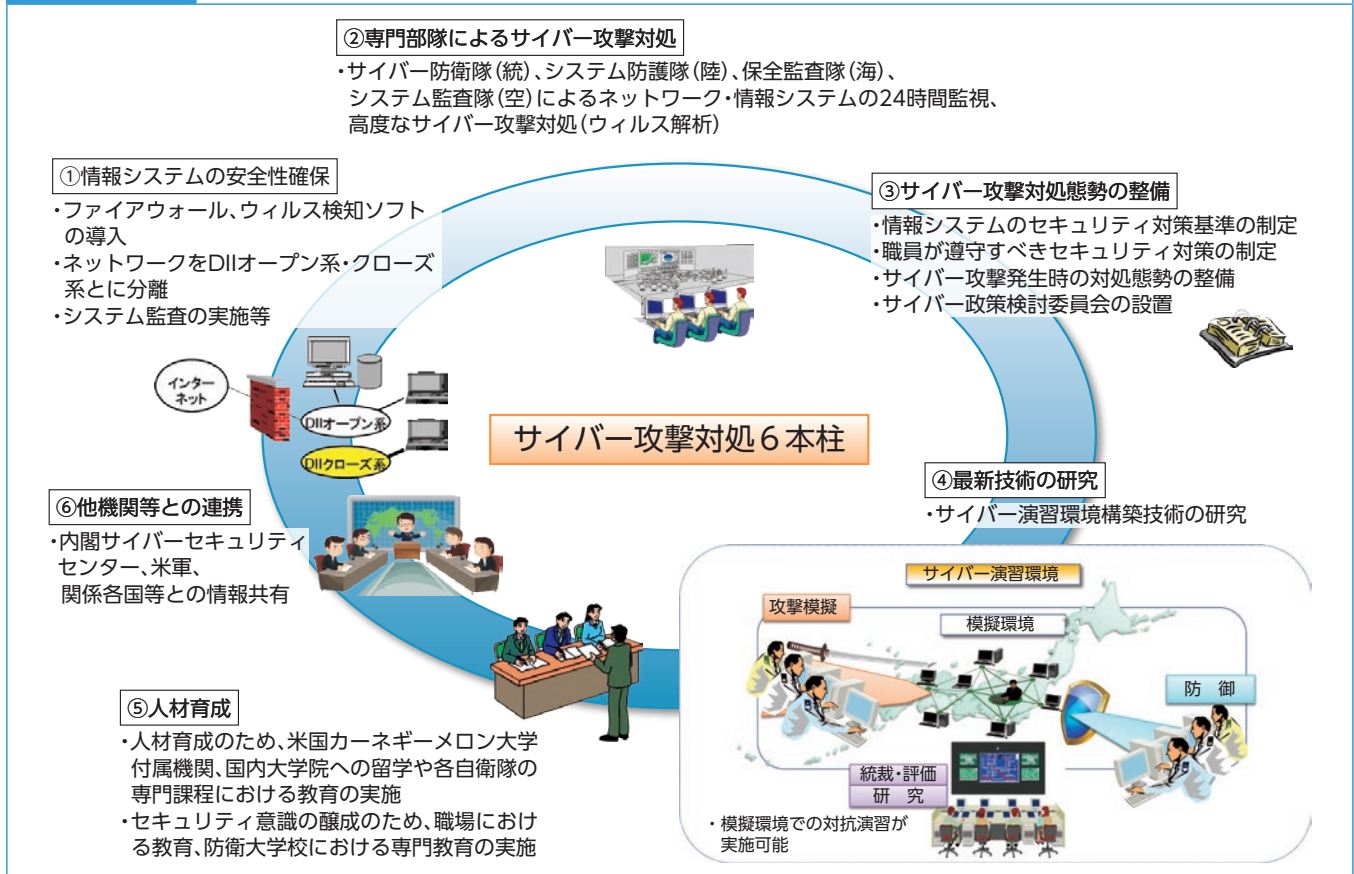
サイバー防衛隊で勤務する隊員

²⁴ 「サイバーセキュリティ政策にかかる年次報告（2014年度）」（平成27年7月23日サイバーセキュリティ戦略本部決定）による。

²⁵ サイバーセキュリティ基本法の成立に伴い、15（平成27）年1月に、「内閣官房情報セキュリティセンター」（NISC：National Information Security Center）から、「内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター」（NISC：National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity）に改組された。

²⁶ 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）などがある。

図表Ⅲ-1-2-10 防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処のための総合的施策



を担う人材の育成・確保、防衛産業との協力、サプライチェーンリスク²⁷への対応などについて総合的に検討を行っている。

また、14(同26)年3月には、日々高度化・複雑化するサイバー攻撃の脅威に適切に対応するため、「自衛隊指揮通信システム隊」の下に「サイバー防衛隊」を新編し、体制を充実・強化したほか、15(同27)年3月には、サイバー攻撃の兆候を早期に察知し、未然防止に資する情報収集装置を整備した。今後は、自衛隊の部隊がより実戦的な訓練を実施するためのサイバー演習環境の整備など、所要の体制整備を行うこととしている。

参照 図表Ⅲ-1-2-10(防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処のための総合的施策)

(3) 米国との協力

同盟国である米国との間では、共同対処も含め包括的な防衛協力が不可欠であることから、防衛当局間の枠組みとして「日米サイバー防衛政策

ワーキンググループ」(CDPWG)を設置した。この枠組みでは、①サイバーに関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③サイバー攻撃対処を取り入れた共同訓練の推進、④専門家の育成・確保のための協力、などについて、4回にわたり会合を実施し、15(平成27)年5月には今後の具体的な協力の方向性を示した共同声明を発表した。

また、日米両政府全体の取組である「日米サイバー対話」への参加や、02(同14)年より議論を重ねてきた、防衛当局間の枠組みである「日米ITフォーラム」の開催、米陸軍のサイバー教育機関への連絡官の派遣を通じ、米国との連携強化を一層推進していくこととしている。

(4) その他の国などとの協力

シンガポール、ベトナム、インドネシアの防衛当局間でITフォーラムを実施するとともに、英国、NATO、エストニア、韓国などとの間で、防

North Atlantic Treaty Organization

²⁷ 装備品の設計・製造・調達・設置段階において、装備品の構成部品などにコンピューター・ウィルスを含む悪意のあるソフトウェア(マルウェア)を埋め込まれるなどのリスクをいう。

衛当局間によるサイバー協議を設け、脅威認識やそれぞれの取組に関する意見交換を行っている。15（平成27）年4月には、エストニアにあるNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）Cooperative Cyber Defence Centre of Excellenceが主催するサイバー防衛演習（Locked Shields）に、同年11月にはNATOが主催するサイバー防衛演習（Cyber Coalition）にオブザーバー参加しており、今後も、こうしたサイバー防衛演習な

どへの積極的な参加を通じ、サイバー分野における国際連携を強化していきたいと考えている。

また、13（同25）年7月には、サイバーセキュリティに関心の深い防衛産業10社程度をコアメンバーとする「サイバーディフェンス連携協議会」（CDC）Cyber Defense Councilを設置し、共同訓練などを通じて、防衛省・自衛隊と防衛産業双方のサイバー攻撃対処能力向上に取り組んでいる。

8 大規模災害などへの対応

自衛隊は、自然災害をはじめとする災害の発生時には、地方公共団体などと連携・協力し、被災者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送などの様々な活動を行っている。

1 災害派遣などの概要

災害派遣は、都道府県知事などが、災害に際し、防衛大臣又は防衛大臣の指定する者へ部隊などの派遣を要請し、要請を受けた防衛大臣などが、やむを得ない事態と認める場合に派遣することを原則としている²⁸。これは、都道府県知事などが、区域内の災害の状況を全般的に把握し、都道府県などの災害救助能力などを考慮したうえで、自衛隊の派遣の可否などを判断するのが最適との考えによるものである。ただし、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言²⁹又は原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言が出されたときには、防衛大臣は、地震災害警戒本部長又は原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請に基づき、派遣を命じることができる。

また、自衛隊は、災害派遣を迅速に行うための初動対処態勢を整えており、この部隊を「FAST-Force（ファスト・フォース）」と呼んでいる。

参照》資料24（自衛隊の主な行動）、資料25（自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定）、図表Ⅲ-1-2-11（要請から派遣、撤収までの流れ）、図表Ⅲ-1-2-12（災害派遣などに備えた待機態勢（基準））

2 防衛省・自衛隊の対応

(1) 自然災害への対応

ア 御嶽山における行方不明者再捜索への支援にかかる災害派遣

14（平成26）年9月27日に発生した御嶽山の噴火に対し、自衛隊は、長野県知事からの災害派遣要請を受け、人命救助や行方不明者捜索を実施した。15（同27）年7月3日、行方不明者の再捜索を行うことを判断した長野県知事からの行方不明者再捜索の支援に係る災害派遣要請を受け、自衛隊は、警察・消防などの捜索要員及び物資の空輸を実施して、行方不明者の再捜索を支援した。本派遣の規模は、人員延べ約1,160人、車両延べ約210両、航空機延べ48機に上った。

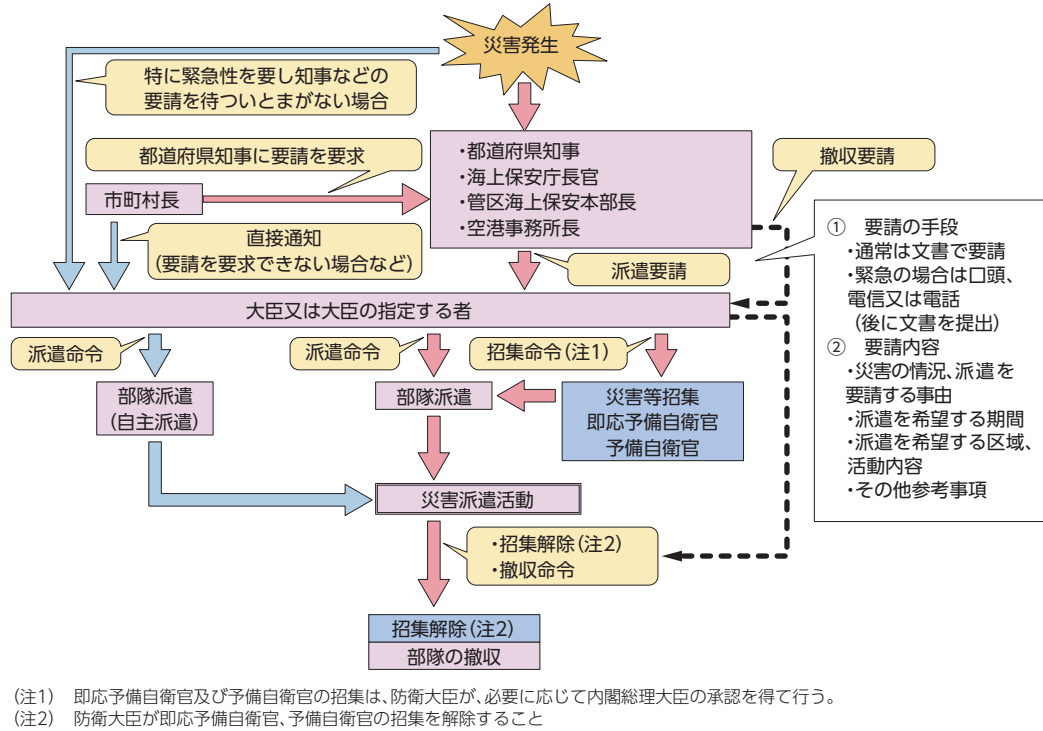
イ 平成27年9月関東・東北豪雨にかかる災害派遣

15（平成27）年9月10日、茨城県に大雨特別警報が発表され、鬼怒川において越水が発生し、氾濫発生情報^{はんらん}が発表された。自衛隊は、茨城県知事からの災害派遣要請を受け、孤立者の救助、ボートによる避難支援、土嚢による水防活動、給水、入浴支援及び防疫活動を実施した。本派遣の

²⁸ 海上保安庁長官、管区海上保安本部長及び空港事務所長も災害派遣を要請できる。災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣について、①派遣を命ぜられた自衛官は、自衛隊法に基づく権限を行使できる。②災害派遣では予備自衛官及び即応予備自衛官に、地震防災派遣又は原子力災害派遣では即応予備自衛官に招集命令を発することができる。③必要に応じ特別の部隊を臨時に編成することができる。

²⁹ 地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を行う緊急の必要があると認めるとき、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を内閣総理大臣が発する。

図表Ⅲ-1-2-11 要請から派遣、撤収までの流れ



図表Ⅲ-1-2-12 災害派遣などに備えた待機態勢（基準）

共通 震度5以上の地震が発生した場合は、速やかに情報収集できる態勢
FAST Force (陸自) 全国で初動対処部隊(人員：約3,900名、車両：約1,100両、航空機：約40機)が24時間待機し1時間を基準に出動 各方面隊ごとに、ヘリコプター（映像伝送）、化学防護、不発弾処理などの部隊が待機
FAST Force (海自) 艦艇待機：地方総監部所在地ごと、1隻の初動対応艦を指定 航空機待機(約20機)：各基地において、15分～2時間を基準に出動
FAST Force (空自) 対領空侵犯措置のための待機 航空救難及び緊急輸送任務のための待機(約20機)：各基地において、15分～2時間を基準に出動 ※震度5以上の地震が発生した場合は、待機している航空機を任務転用して情報収集などを実施

規模は、人員延べ約7,540人、車両延べ約2,150両、ボート延べ約180隻、航空機延べ105機に上った。

また、同日、栃木県にも大雨特別警報が発表され、翌日に警報は解除されたものの、日光市で孤立地域が発生したことから、11日に栃木県知事からの災害派遣要請を受けて、孤立者の救助を実施した。本派遣の規模は、人員延べ約70人、車両延べ15両、航空機延べ5機に上った。

さらに、宮城県においても11日に大雨特別警報が発表され、吉田川の一部が大雨により氾濫し、氾濫発生情報が発表された。氾濫水の影響により、孤立地域が発生したことから、宮城県知事からの災害派遣要請を受けて、孤立者の救助を実施した。



平成27年9月関東・東北豪雨にかかる災害派遣での救助活動

本派遣の規模は、人員延べ約190人、車両延べ40両、航空機延べ7機、ボート延べ37隻に上った。

ウ 大雪等による給水支援にかかる災害派遣

16（平成28）年1月23日から25日にかけての記録的な寒波の影響により、日本各地で断水が発

生した。自衛隊は、島根県、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の各県知事からの災害派遣要請を受けて、同年1月25日から2月1日の8日間、8県29市町において約1,280トンの給水支援を実施した。本派遣の規模は、人員延べ約1,860人、水トレーラー等延べ約340両に上った。

エ 平成28年熊本地震にかかる災害派遣

16（平成28）年4月14日、熊本県熊本地方を震源とする地震（マグニチュード6.5）が発生し、熊本県知事からの災害派遣要請を受け、人命救助や被災者への生活支援（物資輸送、給食、給水、入浴支援等）を行った。また、同年4月16日、熊本県熊本地方を震源とする地震（マグニチュード7.3）が発生し、熊本県に加え大分県知事からも災害派遣要請を受け、同日、西部方面総監を指揮官とする統合任務部隊を編成し、最大人員約2万6千人態勢で人命救助や生活支援活動を実施した。

本派遣は、同年5月30日に終了し、派遣規模は、人員延べ約814,000名、航空機延べ約2,600機、艦船延べ約300隻となった。また、最大で①物資輸送：227か所、②給食支援：49か所、③給水支援：147か所、④入浴支援：25か所、⑤医療支援：9か所など、被災者への生活支援活動を全力で行った。

今般の地震に際しては、甚大な被害が生じたことを踏まえ、平成23年の東日本大震災以来2回目となる即応予備自衛官の招集を行い、同年4月23日から5月2日までの間、最大で約160人の即応予備自衛官が生活支援活動に従事した。また、政府の被災者生活支援チームの取組の一環として、4月23日から5月29日までの間、PFI方式により契約³⁰している民間船舶「はくおう」を、熊本県八代港において被災者の休養施設として活用し、原則として1泊2日の宿泊、食事及び入浴のサービスを計17回にわたり、約2,600名に対して提供した。

さらに、在日米軍からは、①C-130による自衛隊員及び自衛隊車両の熊本空港への輸送、②UC-35による自衛隊員の熊本空港への輸送、③MV-22オスプレイによる救援物資の被災地への

輸送の支援を受け、韓国軍からは、C-130（2機）により、レトルトご飯、飲料水、毛布及びテントの提供を受けた。

参照 資料46（災害派遣の実績（過去5年間））、図表Ⅲ-1-2-13（災害派遣の実績（平成27年度））

図表Ⅲ-1-2-13 災害派遣の実績（平成27年度）

区分	件数	のべ人員	のべ車両 (両)	のべ航空 機(機)	のべ艦艇 (隻)
風水害・地震など	13	21,293	3,689	288	0
急患輸送	419	2,209	2	457	0
搜索救助	22	1,092	180	37	2
消火支援	61	2,164	166	71	0
その他	26	3,277	1,133	35	0
合 計	541	30,035	5,170	888	2

(2) 救急患者の輸送など

自衛隊は、医療施設が不足している離島などの救急患者を航空機で緊急輸送（急患輸送）している。平成27年度の災害派遣総数541件のうち、419件が急患輸送であり、南西諸島（沖縄県、鹿児島県）や小笠原諸島（東京都）、長崎県の離島などへの派遣が大半を占めている。

また、他機関の航空機では航続距離が短いなどの理由で対応できない、本土から遠く離れた海域で航行している船舶からの急患輸送や、火災、浸水、転覆など緊急を要する船舶での災害の場合については、海上保安庁からの要請に基づき海難救助を実施しているほか、状況に応じ、機動衛生ユニットを用いて重症患者をC-130H輸送機にて搬送する広域医療搬送も行っている。

さらに、平成27年度には、61件の消火支援を実施しており、そのうち55件が自衛隊の施設近傍の火災への対応であった。その他、山林などの消火が難しい場所では、空中消火活動も行っている。

(3) 原子力災害への対応

防衛省・自衛隊では、原子力災害に対処するため、「自衛隊原子力災害対処計画」を策定している。また、国、地方公共団体、原子力事業者が合同

30 Ⅲ部3章2節2項（契約制度などの改善）参照

陸自北宇都宮駐屯地（栃木県宇都宮市）

第12ヘリコプター隊 第1飛行隊飛行班長 3等陸佐 松下 保也

私は、関東・東北豪雨災害派遣にUH-60JAの航空操縦士として参加しました。発災当日の9月10日、当初、偵察の任務を付与され現場に向かっていましたが、その途中、救助の必要性を察した飛行隊長より「偵察ではなく、救助にあたれ！」と命令を受けました。

実際、鬼怒川の決壊現場に到着してみると、そこには想像を絶する厳しい光景が広がっていました。まず、目に入ったのは電柱にしがみ付き救助を求める男性、次に「茶色い家屋」の2階のベランダから黄色いタオルを振る少年、その後も屋上で犬を抱きかかえる夫婦や白い2階建ての家屋から必死に助けを求める親子を確認できました。いずれも急を要する状況でありましたが、救助の優先順位を付けなければなりません。そこで我々は一軒の家に着目、それは1階部分の柱が折れ曲がり小刻みに振動している「茶色い家屋」であり、迷うことなく最初に救助することを決心しました。救助中に家ごと流される可能性と絶対に航空事故を起こしてはならないという重圧を背負いながらも、「我々自衛隊が最後の砦だ！」との強い使命感を原動力にして、少年を含む家族4名を濁流に押し流される直前の家屋から無事に救助し、その後、残る要救助者の方々を救助しました。

このように国民の生命を守ることができたのは、現場における的確な判断と乗組員全員が力を合わせ果敢に救助に挑んだ結果であると思います。日頃の地道な訓練が必ずや実を結ぶことを実感するとともに、改めて各種事態に備えた準備・訓練の必要性を感じました。



UH-60JAと筆者



ホイストによる救出の様子

で実施する原子力総合防災訓練に参加し、自治体の避難計画の実効性の確認や原子力災害緊急事態における関係機関との連携強化を図っている。さらに、14（平成26）年10月以降、内閣府（原子力防災担当）に陸・海・空自衛官5人を出向させ、原子力災害対処能力の実効性の向上に努めている。

(4) 各種対処計画の策定

防衛省・自衛隊は、各種の災害に際し十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全を期すとともに、統合運用を基本としつつ、要員

のローテーション態勢を整備することで、長期間にわたる対処態勢の持続を可能とする態勢を整備している。その際、東日本大震災の教訓を十分に踏まえることとしている。

また、防衛省・自衛隊は、中央防災会議で検討されている大規模地震に対応するため、防衛省防災業務計画に基づき、各種の大規模地震対処計画を策定している。

(5) 自衛隊が実施・参加する訓練

自衛隊は、大規模災害など各種の災害に迅速かつ的確に対応するため、各種の防災訓練を実施し



F-2戦闘機の松島基地帰還行事で熊田政務官の出迎えを受けた第21飛行隊長



北海道原子力防災訓練において放射線量の測定をする陸自隊員

ているほか、国や地方公共団体などが行う防災訓練にも積極的に参加し、各省庁や地方自治体などの関係機関との連携強化を図っている。

ア 自衛隊統合防災演習 (JXR)

Joint Exercise for Rescue

15(平成27)年6月から7月にかけて、首都直下地震を想定して指揮所演習及び実動演習を行い、自衛隊の震災対処能力の向上を図るとともに、在日米軍の全軍種が参加し、日米連携の強化を図った。

イ 日米共同統合防災訓練 (TREX)

Tomodachi Rescue Exercise

15(平成27)年6月、南海トラフ地震を想定して実動訓練を行い、自衛隊、在日米軍及び防災関係機関との連携要領を演練するなど、震災対処能力の向上を図った。本訓練は、高知県が主催する総合防災訓練と連携して実施されたほか、在日米陸軍が初めて参加し、日米連携の強化を図った。

ウ その他

15(平成27)年7月には、陸自中部方面隊が南海トラフ地震を想定した訓練(南海レスキュー27)を、同年8月には、陸自北部方面隊が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した訓練(ノーザン・レスキュー2015)を実施するなど、震災対処能力の向上を図った。

参照 資料47(災害派遣にかかる主な訓練の実施及び参加実績(平成27年度))

(6) 地方公共団体などとの連携

災害派遣活動を円滑に行うためには、地方公共団体などとの平素からの連携の強化も重要である。このため、①自衛隊地方協力本部に国民保護・災害対策連絡担当官(事務官)を設置、②自



日米共同統合防災訓練(TREX)において、負傷者を米軍機へ搬送する日米の隊員

衛官の出向(東京都の防災担当部局)及び事務官による相互交流(陸自中部方面総監部と兵庫県の間)、③地方公共団体からの要請に応じ、防災の分野で知見のある退職自衛官の推薦などを行っている。16(平成28)年3月末現在、全国46都道府県・249市区町村に372人の退職自衛官が、地方公共団体の防災担当部門などに在籍している。このような人的協力は、防衛省・自衛隊と地方公共団体との連携を強化する上で極めて効果的であり、東日本大震災においてその有効性が確認された。特に、陸自各方面隊は地方公共団体の危機管理監などとの交流の場を設定し、情報・意見交換を行い、地方公共団体との連携強化を図っている。

参照 資料22(退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況)

解説

松島基地におけるF-2飛行教育再開

Column

宮城県にある航空自衛隊松島基地には、F-2戦闘機による飛行教育を行う第21飛行隊が所在しており、航空機の基本操縦を身につけた戦闘機操縦要員に対し、空中戦の戦技の基礎を教育しています。

11（平成23）年の東日本大震災において、松島基地はF-2戦闘機をはじめとする各種装備品や施設などに大きな被害を受けました。飛行教育ができない状況となった第21飛行隊は、青森県の航空自衛隊三沢基地へ移動し、規模を縮小して飛行教育を継続することとなり、松島基地では、被災した装備品の修復及び調達、津波対策としての格納庫及び駐機場のかさ上げ工事など、飛行教育再開に向けた取組が開始されました。

震災から5年が経過し、航空機や各種装備品の修復及び調達が進むとともに、格納庫などのかさ上げ工事も完了し、松島基地は被災前の態勢に戻ることができました。そして、16（同28）年3月、三沢基地へ移動して訓練していた第21飛行隊は、約5年ぶりに松島基地へ帰還し飛行教育を再開しました。

第21飛行隊は、被災後の移動訓練を受け入れて下さった三沢基地及び周辺住民の皆様への感謝と、松島基地で訓練できる喜びを噛みしめつつ、精強な戦闘機操縦者の育成に取り組んでいます。



三沢基地から松島基地へ帰還するF-2戦闘機
(東松島市の花「さくら」を描いた特別塗装機)



松島基地に帰還したF-2戦闘機

9 在外邦人等の輸送への対応

防衛大臣は、外国での災害、騒乱、その他の緊急事態に際し、外務大臣から邦人などの輸送の依頼があった場合、外務大臣と協議をしたうえで、自衛隊法第84条の4（在外邦人等の輸送）に基づき、当該在外邦人等の輸送を行うことができる。その際、自衛隊は、派遣先国において輸送の対象となる在外邦人等を、航空機・艦艇・車両により本邦などの安全な地域に輸送する。このため、陸自ではヘリコプター隊と誘導輸送隊の要員を、海自では輸送艦などの艦艇（搭載航空機を含む）を、空自では輸送機部隊と派遣要員をそれぞれ指定するなど、待機態勢を維持している。

在外邦人等の輸送は、陸・海・空自の緊密な連携が必要となることから、平素から統合訓練などを行っている。また、毎年タイで行われている多



コブラ・ゴールドにおける在外邦人等輸送訓練

国間共同訓練（コブラ・ゴールド）においては、15（平成27）年2月に、在外邦人等の輸送訓練で、外務本省や在タイ日本国大使館などの協力を得

て、同大使館職員、その家族らとともに参加し、初めての海外における陸上輸送訓練を実施したほか、16（同28）年2月には、初めて護衛艦（艦載航空機1機含む）を同訓練に参加させるとともに、車両による陸上輸送の訓練に自衛隊の車両（高機動車1両）を持ち込んで使用した。

16（同28）年7月のバングラデシュにおけるダッカ襲撃テロ事件において、被害邦人等の輸送のため、自衛隊法第84条の4（在外邦人等の輸送）に基づき、空自特別航空輸送隊（千歳基地所属）の政府専用機をバングラデシュ・ダッカに派遣

し、被害邦人の御遺体（7人）と御家族を本邦に輸送した。また、同年7月の南スーダンにおける情勢の悪化に際しては、空自輸送機（C-130H）を派遣し、大使館職員をジュバからジブチまで輸送した。

なお、外国における緊急事態に際しての在外邦人等の保護については、15（同27）年9月に成立した平和安全法制において、在外邦人等の保護措置に関する規定が新設された。

参照 資料24（自衛隊の主な行動）、資料25（自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定）、Ⅱ部3章2節1項（平和安全法制整備法の概要）

10 侵略事態への備え

防衛大綱は、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、必要な範囲に限り保持することとしている。

このような事態への対応は、①防空のための作戦、②周辺海域の防衛のための作戦、③陸上の防衛のための作戦、④海上交通の安全確保のための作戦などに区分される。なお、これらの作戦の遂行に際し、米軍は「日米防衛協力のための指針」にあるとおり、自衛隊が行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を行う。

参照 資料24（自衛隊の主な行動）、資料25（自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定）

1 防空のための作戦

周囲を海に囲まれたわが国の地理的な特性や現代戦の様相³¹から、わが国に対する本格的な侵略が行われる場合には、まず航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、また、こうした航空攻撃は幾度となく反復されると考えられる。防空のための作戦³²は、空自が主体となって行う全般的な防空と、陸・海・空自が基地や部隊などを守るために行う個別的な防空に区分できる。全般

的な防空においては、敵の航空攻撃に即応して国土からできる限り遠方の空域で迎え撃ち、敵に航空優勢を獲得させず、国民と国土の被害を防ぐとともに、敵に大きな損害を与え、敵の航空攻撃の継続を困難にするよう努める。

参照 図表Ⅲ-1-2-14（防空のための作戦の一例）

2 周辺海域の防衛のための作戦

島国であるわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、航空攻撃に加えて、艦船などによるわが国船舶への攻撃やわが国領土への攻撃などが考えられる。また、大規模な陸上部隊をわが国領土に上陸させるため、輸送艦などの活動も予想される。

周辺海域の防衛のための作戦は、洋上における対処、沿岸海域における対処、主要な海峡における対処及び周辺海域の防空からなる。これら各種の作戦の成果を積み重ねて敵の侵攻を阻止し、その戦力を撃破、消耗させることにより周辺海域を防衛する。

参照 図表Ⅲ-1-2-15（周辺海域の防衛のための作戦の一例）

³¹ 現代戦においては、航空作戦は戦いの勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行又は並行して航空優勢を獲得することが必要である。

³² 防空のための作戦は、初動対応の適否が作戦全般に及ぼす影響が大きいなどの特性を有する。このため、平素から即応態勢を保持し、継続的な情報の入手に努めるとともに、作戦の当初から戦闘力を迅速かつ総合的に発揮することなどが必要である。

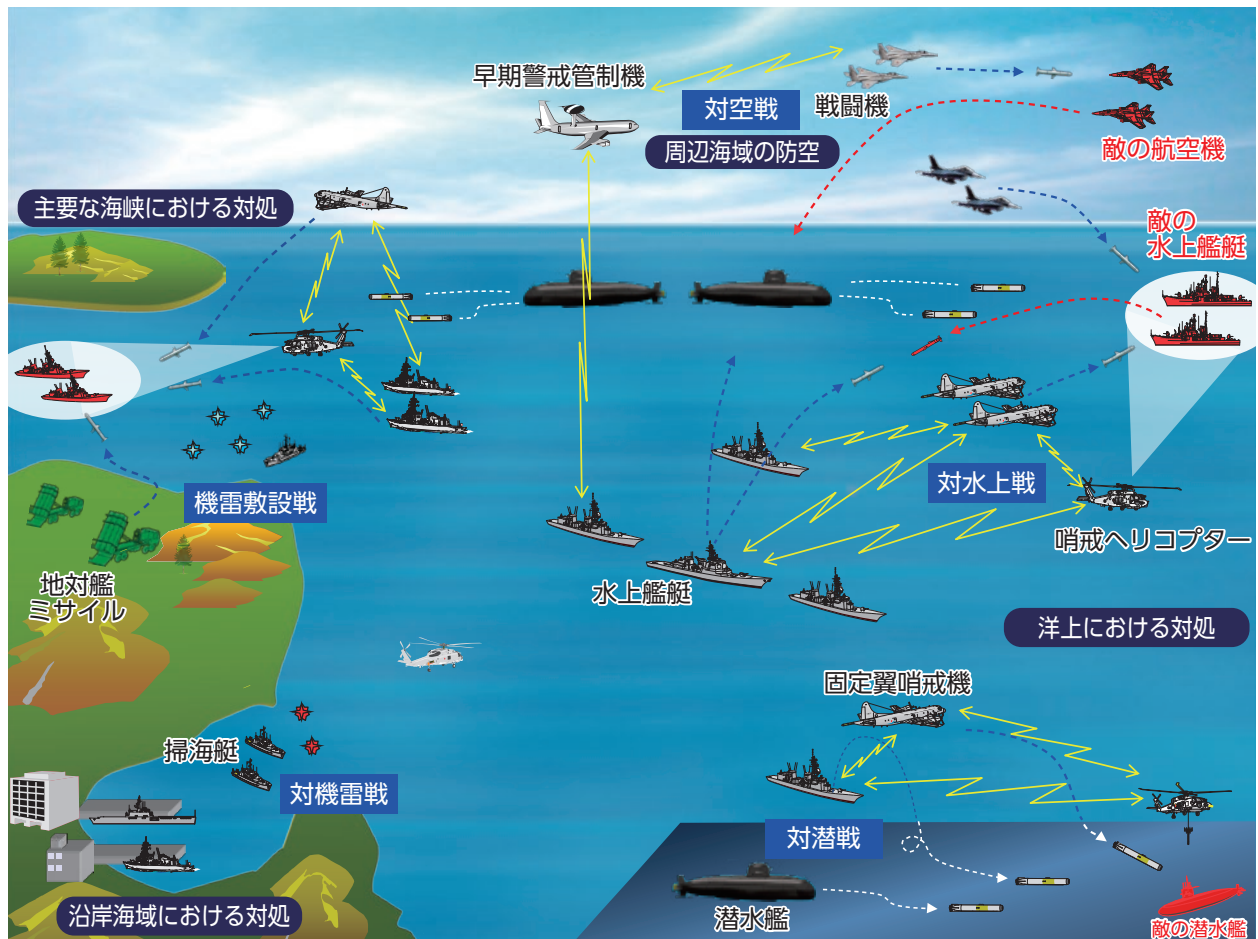
図表Ⅲ-1-2-14 防空のための作戦の一例



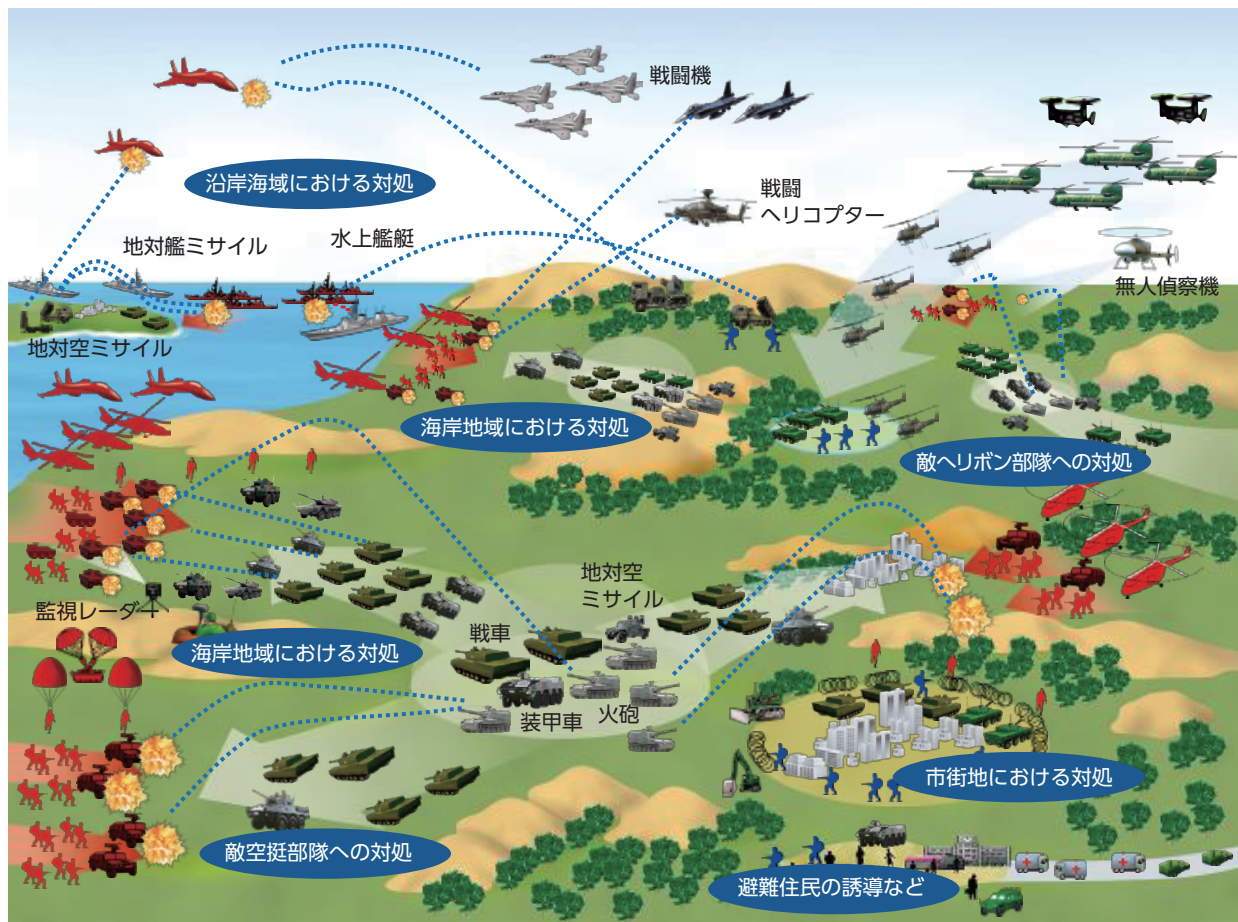
(注1) 国土から離れた洋上における早期警戒管制機能を有し、地上の警戒管制組織を代替する管制能力を有する航空機

(注2) 敵機の接近に即応できるよう、戦闘機を武装した状態で空中待機させておくこと

図表Ⅲ-1-2-15 周辺海域の防衛のための作戦の一例



図表Ⅲ-1-2-16 陸上の防衛のための作戦の一例



3 陸上の防衛のための作戦

島国であるわが国を占領するには、侵攻国は海上・航空優勢を得て、海から地上部隊を上陸、空から空挺部隊などを降着陸させることとなる。

侵攻する地上部隊や空挺部隊は、艦船や航空機で移動している間や着上陸前後は、組織的な戦闘力を発揮するのが難しいという弱点がある。陸上の防衛のための作戦では、この弱点を捉え、できる限り沿岸海域と海岸地域の間や着陸地点で対処し、これを早期に撃破することが必要である。

参照 図表Ⅲ-1-2-16 (陸上の防衛のための作戦の一例)

4 海上交通の安全確保のための作戦

わが国は、資源や食料の多くを海外に依存しており、海上交通路はわが国の生存と繁栄の基盤を確保するための生命線である。また、わが国に対する武力攻撃等があった場合、海上交通路は、継戦能力の維持やわが国防衛のため米軍が来援する際の基盤となる。

このため、海上交通の安全確保のための作戦では、対水上戦、対潜戦、対空戦、対機雷戦などの各種の作戦を組み合わせ、哨戒³³、船舶の護衛、海峡・港湾の防備を実施するほか、航路帯³⁴を設定してわが国の船舶などを直接護衛する。なお、海上交通路でのわが国の船舶などに対する防空(対空戦)は護衛艦が行い、状況により戦闘機などの支援を受ける。

³³ 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的をもって、ある特定地域を計画的に見回ること

³⁴ 船舶を通航させるために設けられる比較的安全な海域。航路帯の海域、幅などは脅威の様相に応じて変化する。

11 その他の対応

1 重要影響事態への対応

防衛省・自衛隊は、重要影響事態に際して、重要影響事態安全確保法や船舶検査活動法に基づき、後方支援活動としての物品・役務の提供や搜索救助活動、船舶検査活動を行うこととしている。

参照 資料24（自衛隊の主な行動）、資料25（自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定）、Ⅱ部3章2節1項（平和安全法制整備法の概要）

2 軍事情報の収集

情勢の推移に応じた的確に防衛政策を立案し、また、各種事態への対処において防衛力を効果的に運用するためには、わが国周辺などにおける中

長期的な軍事動向を把握するとともに、各種事態の兆候を早期に察知することが必要である。このため、防衛省・自衛隊は、平素から、各種の手段による情報の迅速・的確な収集に努めている。

防衛省・自衛隊による具体的な情報収集の手段としては、①わが国上空に飛来する軍事通信電波や電子兵器の発する電波などの収集・処理・分析、②各種画像衛星（情報収集衛星³⁵を含む）からのデータの収集・判読・分析、③艦艇・航空機などによる警戒監視、④各種公刊情報の収集・整理、⑤各国国防機関などとの情報交換、⑥防衛駐在官などによる情報収集などがあげられる。

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している中で、情報能力の強化が一層重要な課題と

解説

実効的な抑止及び対処をはじめとした陸自の共同訓練

Column

陸上自衛隊における共同訓練は、1981（昭和56）年に東富士演習場（静岡県）で実施された米軍との共同通信訓練・共同指揮所演習以降、わが国への侵略事態などにおける日米共同対処能力の維持・向上を目的とし、継続的に「米海兵隊及び米陸軍との実動訓練」と「日米共同方面隊指揮所演習」を実施してきました。近年は、わが国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、島嶼防衛のための着上陸訓練「アイアンフィスト」、「ドーンブリッツ」や空中機動訓練「アークティック・オーロラ」など、あらゆる事態における米軍との相互運用性と日米それぞれの戦術技量を向上させるため、日米共同訓練の充実を図っています。また、隊員・部隊の戦術技量の向上のための日米豪共同訓練「サザン・ジャッカルー」や非戦闘員退避活動などの能力向上を目的とした多国間共同訓練「コブラ・ゴールド」に参加するなど、陸上自衛隊の共同訓練は、日米の二国間訓練にとどまらず、豪州、ASEAN諸国などを含めた多国間訓練についても内容の充実・拡大を図っています。

これらは、国際平和維持活動や人道支援・災害救助活動などの非伝統的な安全保障分野における多国間共同訓練「パシフィック・パートナーシップ」や「カーン・クエスト」などと相まって抑止及び対処能力を高め、わが国及び周辺地域ひいては国際社会の平和と安定に貢献するものと考えています。



日米共同方面隊指揮所演習（YS-69）の訓練開会式



サザン・ジャッカルーにおける戦闘射撃訓練

³⁵ 情報収集衛星は、内閣衛星情報センターにおいて運用されているものであり、防衛省は他省庁とともに、情報収集衛星から得られる画像情報を利用している。

なっていることから、防衛省は、現在、収集・分析・共有・保全などの全ての段階における情報能力の総合的強化を図っている。具体的には、各種情報を融合して情勢を視覚化するなどによる地理

空間情報の高度な活用、教育課程の統合・強化などによる能力の高い分析官の確保、中東などへの派遣による防衛駐在官の派遣体制の強化などを進めることとしている。

VOICE

陸海空の3名体制となった防衛駐在官（インド）

Column

在インド日本大使館 防衛駐在官 1等陸佐 ^{いのうえ}井上 ^{よしふみ}嘉史

日印防衛協力・交流の進展は目覚ましく、防衛相会談などの高官相互訪問をはじめ、防衛政策対話、海上自衛隊のマラバール訓練への定期的参加、日印二国間海上共同訓練、観艦式への艦艇相互派遣、陸上自衛隊とインド陸軍の国連平和維持活動に関する協力・交流など、重層的な防衛協力・交流が進んでいます。昨年度は航空自衛隊とインド空軍との間でテストパイロット交流及び輸送機部隊交流が開始され、部隊・隊員レベルに至るまでの協力・交流が益々発展しています。

防衛協力・交流の拡大を受け、陸上自衛隊から派遣されていた防衛駐在官に加え、14（平成26）年には海上自衛隊から、15（同27）年には航空自衛隊からも防衛駐在官が派遣され、在インド日本大使館の防衛駐在官は陸海空の3名体制となりました。

防衛駐在官として、防衛協力・交流の現場で、民主主義国家を擁護することを誇りとするインド軍の素晴らしさ、日印防衛協力の更なる可能性を日々感じつつ勤務しています。15（同27）年12月には「日印防衛装備品・技術移転協定」及び「日印秘密軍事情報保護協定」が署名されました。US-2救難飛行艇のインド移転に向けて協議が行われていますが、この移転が実現すれば日印関係に新たな地平を拓くものとなります。陸海空3名の防衛駐在官が協力して、日印防衛協力関係を更に強化すべく努力していきます。



自衛隊記念日レセプションにて。
右から井上1等陸佐夫妻、高橋1等海佐夫妻、上村1等空佐夫妻